

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

亀山市長 様  
(亀山市農業委員会会長 様)

譲受人氏名

譲渡人氏名

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を移転したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

記

1. 当事者の住所等	当事者の別	氏 名		住 所								
	譲 受 人											
	譲 渡 人											
2. 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面積(m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別				
	亀山市		登記事項証明書	現 況		権利の種類	権利者の氏名又は名称					
								その他の区域				
	計		m <sup>2</sup>	(田 m <sup>2</sup> 、畑 m <sup>2</sup> 、採草放牧地 m <sup>2</sup> )								
3. 転用計画	(1)転用の目的	用 途	(2)権利を移転しようとする理由の詳細									
	(3)事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 日 から 年間										
	(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期(着工 年 月 日～ 年 月 日)			第2期(着工 年 月 日～ 年 月 日)			合 計			
			名称	棟数	建築面積(m <sup>2</sup> )	所要面積(m <sup>2</sup> )	名称	棟数	建築面積(m <sup>2</sup> )	所要面積(m <sup>2</sup> )	棟数	建築面積(m <sup>2</sup> )
		土地造成 A										
		建築物 B										
		建築物小計 C										
工作物 D												
工作物小計 E												
計(C+E)												
4. 権利を移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他							
	所有権	移転	許可後	年	建蔽率	%	(利用率 %)					
5. 資金調達についての計画	事業費	土地取得費	円	調達方法	自己資金	円						
		造成費	円		借入金	円						
		建設費	円									
		計	円		計	円						
6. 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要	土地造成は											
	雨水は			取水は								
	雑排水は			汚水は								
	隣接農地所有者は			水利権者は								
※万一周辺農地等に被害を及ぼしたときは、譲受人が責任をもって解決します。												
7. その他参考となるべき事項												

(記載要領)

- 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 譲渡人が2人以上である場合には、申請書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、申請書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。